[illegible]
[illegible]

VIII 斉 童之助 (16/11/46) 17729/K ㊷

① 本人ハ1946年7月バタビヤ「グロドツク」刑務所ニ於テ整列セル150名ノ日本人中ヨリ
LUKSENBURG（ルクセンブルフ）嬢ニ指摘セラレタリ。 即チ「斉童之助ハ彼女ヲ暴力ヲ以テ
嬢ハ本訊問ニ於テ同嬢ハ次ノ如ク証言セリ。本件ハ彼女ガアル抑留所ヨリ強制的ニ連行セラレ
強制時ニ推定ヲ得タリ。 「スマラン」ノ慰安所ニ於ケル出来事ナリ」
44年2月ヨリ同年5月迄働カサレタル 次ノ如キ訊問ヲ行ヘリ。

上記証言ニ基キ訊問官ハ本容疑者ニ対シ

1. 生年月日 宮城県ニテ 4/2/1903.
2. ジャワ上陸 1/10―'42
3. 勤務ノ概要ハ
「在ジャワ歩兵大隊ニ配属（伍長）
1943年2月「バカロンガン」駐屯ノ歩兵中隊ニ配属
1943年7月「バタビヤ」ノ歩兵大隊ニ転任
1944年2月末「スマラン」ニ転ジ第一婦人抑留所ノ庶務
本職ヲ終戦迄続ケタルモ此ノ間
44年2月 ――→ 44年7月迄
「インドネシヤ」人兵補ノ教育ヲ担当。
4. 貴下ハ44年2月「スマラン」ノ各「キャンプ」ヨリ婦女ガ出サレ日本人用慰安所ニテ働カサレタル件ヲ知レリヤ。
「否。
5. 貴下ハ慰安所ニ行キタルコトアリヤ?
「否。
6. 貴下ハ慰安所ト接合シタル「レストラン」ニ行キタルコトアリヤ?
（スマランニ於テ）
「アリ。4回慰安所ニ接合シタル「レストラン」ニ行キタルコトアリ。
コノ「レストラン」ハ「スマラン クラブ」ト称シタリ。
7. ソノ「レストラン」ノ状況ヲ述ベヨ? ソノ中ニハインドネシヤ人、混血モ居リタリ。
「各部屋ニ娘約10名ガ居リタルモ
和蘭人ノ娘ガ居タルヤ否ヤハ知ラザリシ
8. ソノ「レストラン」ニ於ケル娘達ハ慰安婦ナリシヤ?
「聞イタ所ニ依レバ大半ノ婦女達ハ「レストラン」ニ近キ別ノ家ニ居ルトノコトナリ。
[illegible]「レストラン」ハ[illegible]ニ依リ[illegible]所ナリ。
9. 貴下ハ慰安所ニ[illegible]コトアリヤ?
「否。[illegible]慰安所ノ方ハ見タリキ。

43

10. 貴下ハ E LUKSENBURG ト云フ娘ヲ知レリヤ？

「否

11. 此ノ娘ハ「グロドック」刑務所ニ於テ150名ノ日本人ノ中カラ貴下ヲ確認シ、貴下ハ「スマラン」ノ慰安所ニ於テ彼女ヲ暴力ヲ以テ性交ヲ行ヒタル犯人ナルヲ確実ナリト証言セリ。如何ニシテ斯カル事ガ起リ得ルヤ？

「余ハ「グロドック」刑務所ニ於テ一婦人カラ指摘セラレタル事アリ。彼女ガ余ヲ指摘セルハ余ニハ不可解ナリ。但シ余ハ彼女ヲ見タル覚エナシ。余ハ彼女ガ人違ヒヲシタリト確信ス。余ハ「スマラン」ニテハ慰安婦ト関係ナシ。

12. 他ノ場所ニテハアリヤ？

「バタビヤ」ニテハ数回行キテ慰安婦ト接シタルコトアリ。但シ強制ニハアラナイ。

13. 然ラバ貴下ハ此ノ娘ハ誣告ヲナセリト考フルヤ？

「然リ。余ニハ確信アリ。余ハ無罪ナリ。

14. 他ニ述ブルコトアリヤ？

「否。

15. 貴下ハ本調書ヲ日本語ニテ読ミ聞セラレタル後署名スル用意アリヤ？

「アリ。

訊問官	通訳	容疑者
M.A. Schouten	S. Hamaguchi	T. Sai

第二日目 対質

訊問官ハ1946年11月21日「チピナン」刑務所ニ於テ本容疑者ヲ11名ノ日本人中ニ混ジ証人ニ首実験セシメタルニ、E. LUKSENBURG 嬢(19才)ハ何等ノ躊躇モナク斎藤之助ヲ指シ次ノ如ク証言ス。

「此ノ男ハ1944年「スマラン」ニ於ケル慰安所ニテ、私ヲ10回暴力ヲ以テ強制的ニ性交ヲ行ヒマシタ。
私ハ彼ガ近ヅイテクル毎ニ常ニ抵抗ヲ行ツタ。彼ハ数回平手ガ カ打
私ノ顔ヲ殴リ、鉄打ツタ靴デ私ノ腹ヤ腓ヲ蹴ツタ。
彼ハ常ニ私ガ途方ニ暮レテ性交ヲ承諾スル迄、虐待ヲ続ケタ。
他ニ述ブルコトナシ。